

# 青森県生活習慣病検診管理指導協議会について

---

青森県がん・生活習慣病対策課

2024(令和6)年12月2日

# 1 がん検診に関する協議会の位置付け（がん検診の事業評価の体制）

## 青森県生活習慣病検診管理指導協議会

### 【設置根拠】

- ・ [国 通知] 健康診査管理指導等事業実施のための指針 等
- ・ [県要綱等] 青森県生活習慣病検診管理指導協議会設置要領 等

### 【所掌事務】

- (1) 生活習慣病検診の実施方法及び精度管理に関すること。
- (2) 生活習慣病登録に関すること。
- (3) 検診従事者に対する講習会等に関すること。
- (4) がん登録事業により得られた資料の提供の可否に係る審査等に関すること。
- (5) 合議制機関に対するがん登録推進法の規定による意見聴取事項に関すること。
- (6) その他の必要な事項の検討に関すること。

### ②協議会への報告

県全体の事業評価、  
対策案の報告



### ③県への助言指導

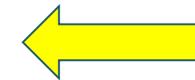
県の評価・対策案に係る協  
議、県への助言指導



青 森 県

国立がん研究センター

弘前大学



### ①市町村等の調査及び評価

チェックリストの実施状  
況、プロセス指標



### ④市町村等への助言指導

検診機関への助言指導通知、  
データの公表



・ 国レベルの分析・評価の  
フィードバック、受託研  
究結果による提言等

## がん検診（対策型）を行う者

市町村  
〈実施主体〉

集団検診機関・個別検診機関（郡市医師会を含む）  
〈検診の受託者〉

1. チェックリストによる技術・体制の確認
2. がん検診の委託契約の締結、実施計画の作成
3. がん検診の実施
4. 地域保健・健康増進事業報告の作成・報告、プロセス指標の算出
5. 県及び市町村の事業評価に基づく改善

## 2 協議会が、がん検診の事業評価のため確認する項目・指標

### (1) がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針への対応状況

- ◆内容：死亡率の減少効果について科学的根拠のあるがん検診が、市町村の事業として行われるよう国が示した指針を遵守しているかを確認する。
- ◆課題：[共通] 対象年齢の遵守 [乳・子宮頸] 検診間隔の遵守

### (2) 市町村チェックリスト実施率、検診機関チェックリスト実施率(=技術・体制指標)の状況

- ◆内容：がん検診に関与する機関（市町村、検診機関、県）が、最低限整備すべき技術・体制について「事業評価のためのチェックリスト」に基づき点検し、その結果を実施率として数値化した指標を確認する。
- ◆課題：[共通] 市町村CL約50項目のうち、特に重要な11項目の実施率向上、集団検診機関の実施率向上、個別検診機関の実施率把握

### (3) プロセス指標（受診率、精検受診率、要精検率、陽性反応適中度、がん発見率）の状況

- ◆内容：市町村のがん検診事業の各プロセス（受診者の募集、スクリーニング、精密検査への誘導、精密検査、事業評価）が適切に行われているかを評価するための指標を確認する。
- ◆課題：[共通] 精密検査受診率の向上、プロセス指標の評価

## 2 (参考) 「青森県におけるがん検診事業の実施に関する要綱」抜粋

### 5 がん検診事業の実施状況の確認と改善策の検討

県は、がん検診事業の実施状況を確認する項目を次のとおり定め、項目毎の実施状況について附属資料3「青森県におけるがん検診事業の実施状況一覧」を作成し、市町村、検診実施機関及び関係機関に対して、必要に応じて助言・指導を行う。

また、県、市町村、検診実施機関及び関係機関は、それぞれのチェックリストとプロセス指標を用いて自己評価(点検)を行い、改善が必要な項目については改善策を検討する。

#### <実施状況を確認する項目>

|                                  |
|----------------------------------|
| がんの75歳未満年齢調整死亡率(全がん及び検診対象部位)     |
| 指針に基づくがん検診の実施状況(検診の種類、対象年齢、検診間隔) |
| 指針外検診の実施状況(指針外検診の種類及び実施市町村数)     |
| 市町村及び検診実施機関の技術・体制指標(チェックリスト)     |
| 市町村及び検診実施機関のプロセス指標               |
| 働き盛り世代のがん死亡率の状況                  |

### 附属資料3 青森県におけるがん検診事業の実施状況一覧

#### 1 実施状況を確認する項目

| 確認項目                       |         | 現状                          | 出典等                      |
|----------------------------|---------|-----------------------------|--------------------------|
| がんの75歳未満年齢調整死亡率            |         | 87.6人<br>(令和2年)             | 国立がん研究センター               |
| 指針に基づくがん検診の実施状況<br>(5がん全体) | 検診の種類   | 36市町村<br>(R3年度)             | 青森県                      |
|                            | 対象年齢    | 26市町村<br>(R3年度)             |                          |
|                            | 検診間隔    | 14市町村<br>(R3年度)             |                          |
| 指針外検診の実施状況                 | 前立腺がん検診 | 24市町村<br>(R3年度)             | 青森県                      |
|                            | HPV検査   | 0市町村<br>(R3年度)              |                          |
|                            | 子宮体がん検診 | 10市町村<br>(R3年度)             |                          |
|                            | 卵巣がん検診  | 14市町村<br>(R3年度)             |                          |
|                            | その他     | 0市町村<br>(R3年度)              |                          |
| 市町村及び検診実施機関の技術・体制指標        | 市町村     | 79.4%<br>(5がん平均)<br>(令和2年度) | 国立がん研究センター               |
|                            | 集団検診機関  | 91.8%<br>(5がん平均)<br>(令和2年度) | 青森県                      |
|                            | 個別検診機関  | <今後の実施調査の結果を貯まえる>           | —                        |
| 市町村及び検診実施機関のプロセス指標         |         | 附属資料1<br>8-(2)のとおり          | 地域保健・健康増進事業報告<br>(厚生労働省) |
| 働き盛り世代のがん死亡率の状況<br>(全国比)   | 40代     | 1.3倍<br>(R元年)               | 人口動態統計<br>(厚生労働省)        |
|                            | 50代     | 1.4倍<br>(R元年)               |                          |

### 3 2023(令和5)年度の市町村及び検診機関への助言・指導内容【全体事項】 「市町村におけるがん検診の精度管理水準の向上等の取組について」(令和6年2月20日青森県健康福祉部長通知)

#### 1. 指針に基づくがん検診の実施

- ① 「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」に基づいて、指定されたがん検診の方法を、指定された対象年齢と検診間隔で実施すること。

#### 2. がん検診の実施体制（市町村）

##### (1) 検診対象者の情報管理・受診勧奨

- ① 対象者全員に対して、個別に受診勧奨を行うこと。
- ② 複数年にわたりがん検診を受けていない者を把握し、積極的に受診勧奨を行うこと。
- ③ がん検診の未受診者に対して、当該年度内に個別の受診再勧奨を行うこと。
- ④ 喫煙者等のハイリスク群の受診に繋がるような方法を検討すること。

##### (2) 受診者の情報管理

- ① 個人別の受診台帳を作成し、過去の受診歴及び精密検査歴を把握し、記録すること。

##### (3) 受診者への説明及び要精検者への説明

- ① 対象者に対して、受診勧奨時にがん検診の意義と要精密検査になった場合に必ず精密検査を受診することが必要であること等を認識させる取組（広報、リーフレット等）を行うこと。（※1）
- ② 要精検者全員に対し、受診可能な精密検査機関名の一覧を提示すること。

##### (4) 精密検査結果の把握、精密検査未受診者の特定と受診勧奨

- ① 検診及び精密検査の検査方法や結果が、医療機関から漏れなく報告されていない場合は改善を図ること。（※1）
- ② 市町村・検診機関・精密検査機関で精密検査結果を共有すること。（※1）
- ③ 精密検査未受診・未把握を正しく区別し、未受診者全員への個別受診勧奨を実施すること。

##### (5) 検診機関の質の担保

- ① 基準に沿った仕様書を作成し、委託検診機関を選定すること。（※1）
- ② 検診機関に対して、精度管理評価のフィードバックを行うこと。

##### (6) プロセス指標の集計

- ① 要精検率、がん発見率、陽性反応適中度、早期がん割合を把握し、全体、性別・年齢5歳階級別、検診機関別（集団と個別に分けるだけではなく個々の検診機関別に行う）、検診受診歴別に集計すること。

(※1)…市町村と検診機関とで連携して実施されることが望ましい事項。

#### 3. がん検診の実施体制（集団検診機関）

- ① チェックリスト調査項目のうちで、現在実施されていない項目について改善を図ること。

※市町村及び検診機関に対して、文書により個別に改善すべき事項についてもフィードバックしている。